

メタン発酵によるバイオマス活用事業実現可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

平成29年8月24日

1 業務名

メタン発酵によるバイオマス活用事業実現可能性調査業務

2 業務の概要

(1) 事業背景

東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示解除に向け、帰町後の雇用や農地管理のあり方についての検討が求められている。大熊町では植物工場を建設し、雇用の確保と農業の新しい形の方針を示しているものの、未除染農地や山林の利用方法など、未解決の問題は山積している状態となっている。

大熊町では古くより農業を主体とした産業が続いており、今後除染が進むにつれて数百ha規模の農地の利用方法を検討する必要がある。また、町土の大半を占める山林についても、保全管理の立場から現状のまま放置しておくことはできない。そこで、これらの土地に存在する膨大なバイオマス資源を有効に活用することが、町土を健全に保つという観点から最も適切であると考えられる。

バイオマスの活用手法について検討した結果、バイオディーゼルやバイオエタノールについては、原料から抽出物へのセシウムの移行の可能性を完全に排除することができない。エネルギー効率を考慮すると木質チップの燃焼による熱電供給システムが最適となるが、放射性物質により汚染されているバイオマス資源の燃焼により生じる煤煙に対する住民感情に配慮した結果、セシウムが生成物に移行しないメタン発酵によるエネルギー等供給事業が大熊町に最も適していると考えた。

(2) 本プロポーザル実施の目的

放射性物質により汚染された大熊町内の農地、山林等で得られるバイオマスをメタン発酵させる事業の実現可能性を調査委託するもので、先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務であることから、技術的に高度な知識と豊かな経験を有する事業者を特定することを目的とする。

(3) 業務の内容

「メタン発酵によるバイオマス活用事業実現可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約者の提案した内容に合わせて変更することがある。

(4) 選定方式

本プロポーザルは簡易公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

(5) 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月20日まで。

(6) 契約限度額

契約限度額は4,500千円。

(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による指名の停止を受けていないこと。
- (6) 日本国内に本社、支社あるいは支店等を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。
- (8) 過去に国または地方公共団体よりバイオマスを利用したエネルギー利活用事業等のコンサルタント業務または類似の業務を受注した実績があること。

4 提出書類及び様式一覧

- (1) 参加申込書(様式第1号)
 - 実績調書(任意様式)
 - 会社概要(会社案内等)
- (2) 質問書(様式第2号)
- (3) 企画提案書(任意様式)
 - 誓約書(様式第3号)
 - 守秘義務誓約書(様式第4号)
 - 概算見積書(様式第5号)
 - 見積明細書(様式第6号)

5 スケジュール

平成29年 8月24日(木)	公募開始
平成29年 8月30日(水)	質問受付締切
平成29年 9月 4日(月)	質問に対する回答
平成29年 9月 7日(木)	参加申込書受付締切
平成29年 9月11日(月)	参加資格審査結果通知
平成29年 9月29日(金)	企画提案書提出締切
平成29年10月中旬	プレゼンテーション
平成29年10月中旬～下旬	結果通知

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数

参加申込書(様式第1号)	: 1部
実績調書(任意様式)	: 1部
会社概要(会社案内等)	: 1部

(2) 提出期間

平成29年8月24日(木)～平成29年9月7日(木) 17時まで

(3) 提出場所

〒970-1144 福島県いわき市好間工業団地1番43号
 大熊町役場いわき出張所 産業建設課窓口
 TEL:0246-36-5671 FAX:0246-38-7269

(4) 提出方法

持参の場合: 閉庁日を除く日の9時～17時までに窓口まで持参のこと。
 郵送の場合: 配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、平成29年9月11日(月)に参加資格審査結果を郵送する。

7 質問及び回答

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、質問書(様式第2号)に質問内容を簡潔且つ具体的にまとめた上で、次の方法により提出すること。

(1) 質問書受付期限

平成29年8月30日(水) 17時まで

(2) 提出方法

質問を記入した質問書(様式第2号)を電子メールにて下記アドレスに送付し、電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。

電子メールアドレス: sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

(3) 質問の回答

受け付けたすべての質問に対する回答は、平成29年9月4日(月)に大熊町のホー

ムページに掲載する。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書の「4 業務内容」のうち(1)～(3)の項目についての提案をする。エネルギー等の供給先として想定するのは、別紙資料に示した内容の施設となる。エネルギー等の供給量については、必要量すべてを供給する必要はなく、大熊町において実現可能な事業規模とすること。

採用された提案内容によっては仕様書の業務内容を変更することもある。

(1) 提出書類及び部数

企画提案書(任意様式) : 1部(正1部、電子データ1部)

誓約書(様式第3号)

守秘義務誓約書(様式第4号)

概算見積書(様式第5号)

見積明細書(様式第6号)

(2) 提出期間

平成29年9月11日(月)～平成29年9月29日(金) 17時まで

(3) 提出場所

〒970-1144 福島県いわき市好間工業団地1番43号

大熊町役場いわき出張所 産業建設課窓口

TEL:0246-36-5671 FAX:0246-38-7269

(4) 提出方法

持参の場合: 閉庁日を除く日の9時～17時までに窓口まで持参のこと。

郵送の場合: 配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて大熊町産業建設課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

(5) その他

※ 企画提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、企画提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。

※ 企画提案書はA4サイズで、表紙を除いて15枚以内とし、図表の引用を除き読みやすい文字サイズで作成すること。

※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出する。

※ 企画提案書は日本語で作成すること。

※ 提出された企画提案書の著作権は各提案者に帰属するが、大熊町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用する事ができる。

※ 参加表明後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名(代表者印捺印)、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、平成29年9月29日(金)17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。

9 優先交渉権者選定の方法

提出された企画提案書の内容について、各提案者は下記により開催される審査委員会においてプレゼンテーションを実施する。審査委員会は「10 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

- (1) 開催日時：平成29年10月中旬
時間については提案者毎に通知する。
- (2) 開催場所：大熊町役場いわき出張所
- (3) 提案時間：1提案者につき、プレゼンテーション20分以内
(プレゼンテーション後、質疑応答に移る。)
- (4) 出席者：3人以内
- (5) その他：発表に使用するノートパソコン、プロジェクター等の機器は、提案者が準備する。投影するスクリーンは大熊町が準備する。

10 優先交渉権者選定の基準

企画提案書については審査委員会が下記の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、且つ見積額が契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を決定する。応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

評価項目	評価事項	基準点
①提案者の経験・実績等	提案者が過去に手がけた業務実績、携わる技術者等のコンサルティング経験等	10
②提案内容の実現可能性	提案内容が大熊町で事業を行うにあたり、実現性の高いものになっているか	30
③経費の妥当性	建設費、維持・管理費について、実現可能な試算がなされているか	30
④課題認識の適切さ	大熊町が抱えている課題を適切に認識し、解決策を模索しているか	30
合 計		100

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、各提案書について評価点を算出し、提案書の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、各提案書の平均順位を算出し、最も平均順位の高い提

案者を優先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。

- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

1.1 選定結果の通知

選定結果については平成29年10月下旬に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点の者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

1.2 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

1.3 契約の締結

本業務に係る契約は、審査委員会において決定された優先交渉権者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、次点の者との協議・調整を行い、随意契約の方法により契約を締結する。

いずれの場合についても契約条件が合致しない場合には、契約を締結しない場合がある。

1.4 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1提案者につき1案とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書の修正・変更・資料追加は、大熊町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
- (5) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

1.5 応募・照会等窓口

〒970-1144 福島県いわき市好間工業団地1番43号
大熊町役場いわき出張所 産業建設課窓口

TEL:0246-36-5671 FAX:0246-38-7269

電子メールアドレス : sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp